

「憲法尊重擁護義務」

2014年4月17日

4月16日（水）の「東京新聞」の一面トップの記事の見出しは「千葉・白石市『政治的色彩』あれば× 憲法・原発集会拒否も」とあった。本文を読んで、ここまで来ているのかと危惧の思いは更に深まった。千葉県白石市は、市民団体などが開く集会やイベントで、世論を二分する憲法や原発などをテーマとする行事は事実上、後援しない方針に変えた。これまでの規約では「政治的、宗教的目的を有する行事」の共催・後援を認めてこなかった。改定後は「政治的・宗教的色彩を有する行事」と対象をあいまいに広げた。更に「公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがある」行事も新たに不承認の対象に加えた。

地元の護憲団体「しろい・9条の会」による「平和憲法と日本の将来」と題した講演会を市が後援した。市議会の一般質問で、保守系の市議が「政治性を持った講演を後援している」と批判した。この批判が規約改定につながったと、市の総務課長は認めているという。

市民団体が主催する憲法の集会などの後援申請を拒否されているケースが、他の自治体にも波及している。神戸市で憲法集会の後援を拒否された神戸学院大法科大学院の上脇博之教授は次のようにコメントしている。「変更は保守系市議の意志を忖度（そんたく）した結果で、行政が政治家に屈している。市こそ、憲法に定められた公務員の憲法擁護義務を度外視し、政治的判断をしていると自覚すべきだ」。憲法99条[憲法尊重擁護義務]は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定している。国の仕事に関わる立場にある人は憲法順守の義務を負っている。

私はこれからも、憲法を守り平和を実現することと、命を守る反原発の運動をしていきたいと思っている。それが、公共機関から拒否されたら、どこから発信できるだろうか。

現在の日本は、コンピューターのように0か1か、あれかこれかの選択に怯えているのではないか。それが、権力を握った安倍政権に媚びへつらって、異議申し立てができない状況を生んでいる。忖度という言葉は『広辞苑』で「他人の心中をおしはかること。推察」と説明している。推し測って、権力になびいたら、時代は暗黒になる。自分の言葉を出し、自由に行動できる社会を作ること求められているのは「今でしょう」。